
規 則

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 2 月 28 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第11号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則（昭和27年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県母体保護法施行細則

別記第1号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「㊟」を削る。

別記第3号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「㊟」を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け箇所」に改め、「㊟」を削る。

別記第6号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式中「㊟」を削り、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「㊟」を削る。

別記第10号様式中「㊟」を削り、「母体保護法施行細則」を「高知県母体保護法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 母体保護法施行細則の一部を改正する規則